

令和7年度 第1回幸田町総合教育会議 次第

日 時：令和7年7月2日（水）

午前9時から午前9時50分まで

場 所：幸田町役場 第3第4委員会室

1 町長挨拶

2 教育長挨拶

3 議題

(1) 菱池遊水地の上部利用について

(2) 第7次幸田町総合計画策定に向けた意見交換について

菱池遊水地の上部利用について

教育委員会文化スポーツ課

菱池遊水地は、令和元年度から愛知県により「大規模特定河川事業」として事業が開始され、令和８年度の完成に向けて工事が進められています。【資料２】

遊水地は、大雨による河川の氾濫、洪水等を未然に防ぐため、河川の水を一時的に貯留させる土地のことですが、貯留していない平時にその土地を有効に活用することを目的として、愛知県と幸田町は相互の連携・協力に関する協定を締結しました。【資料１】

今後は、上部利用計画を確定し整備していく運びとなりますが、広大な土地であることから段階的に整備していくことになると思われます。

１ 遊水地の面積

約 24 ha ※ 上部利用可能面積（堤防部分を除いた面積） 約 19 ha

２ 上部利用各ゾーンのコンセプト

【資料３】「イメージパース図」参照

(1) CN（カーボンニュートラル）ゾーン [約 5 ha]

《カーボンニュートラルの推進》

- ・太陽光発電施設の整備
- ・災害時における非常用電源として活用

(2) 公園ゾーン [約 8 ha] 幸田町が占有

《地域のにぎわいづくり》

- ・総合的な公園整備
- ・多目的グラウンド、スケートボード場等を整備
- ・こうた凧揚げまつりとの連携

(3) 自然環境ゾーン [約 6 ha]

《河川環境、自然環境の保全・創出》

- ・池、沼など湿地環境の創出・回復
- ・コウノトリが飛来するような環境
- ・広田川と一体となった良好な河川空間

菱池遊水地の上部利用に係る愛知県と幸田町との 連携・協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）と幸田町（以下「乙」という。）は、相互に連携して、菱池遊水地（額田郡幸田町大字菱池地内）の効果的な上部利用を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が菱池遊水地を治水施設として適切に運用・管理するのに支障のない範囲で、甲及び乙が緊密に連携・協力し、その上部空間を有効活用することにより、地域の魅力を高め、さらなる発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の3つの事項が調和した上部利用の推進について、連携し、協力するものとする。

- （1）カーボンニュートラルの推進
- （2）地域のにぎわいづくり
- （3）河川環境、自然環境の保全・創出

（期間）

第3条 本協定の有効期間は1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第4条 本協定の履行に関して、特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年2月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事

大村秀章

乙 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

幸田町

幸田町長

成瀬敦

大規模特定河川事業

菱池遊水地計画平面図

広田川は、河道改修と菱池遊水地により年超過確率1/10に対応した整備を進めており、菱池遊水地までの河道改修の目処が立ったことから、整備計画に位置付けた整備水準を早期に確保し災害の発生の軽減を図り、下流からの河道改修の整備効果を最大限に発揮させる菱池遊水地の整備を大規模特定河川事業により行います。

事業内容

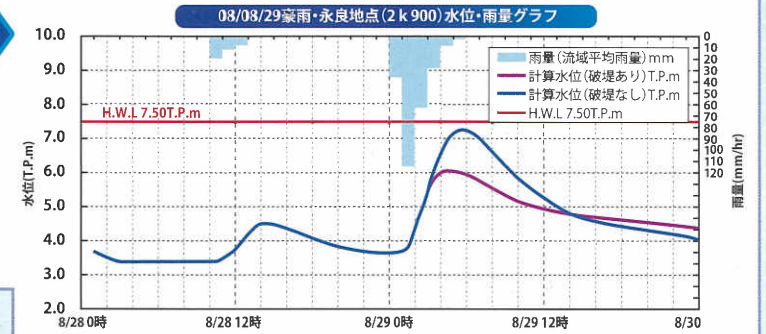
越流堤 排水樋管 囲ぎよう堤 周囲堤
揚排水機場移設 取排水樋管移設 導水路 など

全体計画

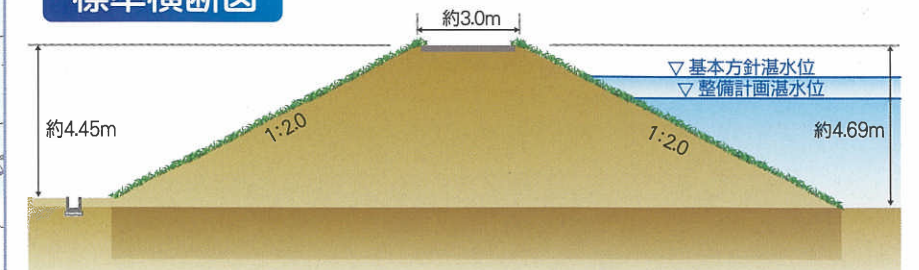
河川名	一級河川矢作川水系広田川
事業内容	遊水地整備1箇所
全体事業費	5,750百万円(国費2,875百万円)
事業期間	H31年(R1年)～R8年
施工地	幸田町

菱池遊水地の整備効果

平成20年8月末豪雨時において、菱池地区の浸水被害が発生しない場合には、永良地点の水位はT.P.+7.24(HWL=7.50)まで上昇し、約7k600～12k000の区間で越水が生じたと想定される。
菱池遊水地を整備することで、平成20年8月末豪雨時においても、浸水被害を生じせずに永良地点の河道水位T.P.+7.24をT.P.+6.03まで低下(-1.21m)することが期待できます。



標準横断面図



※遊水地施設完了後の日常管理は幸田町が行うことになっており、幸田町は運動公園の設置を計画しています。



菱池遊水地の上部利用方針



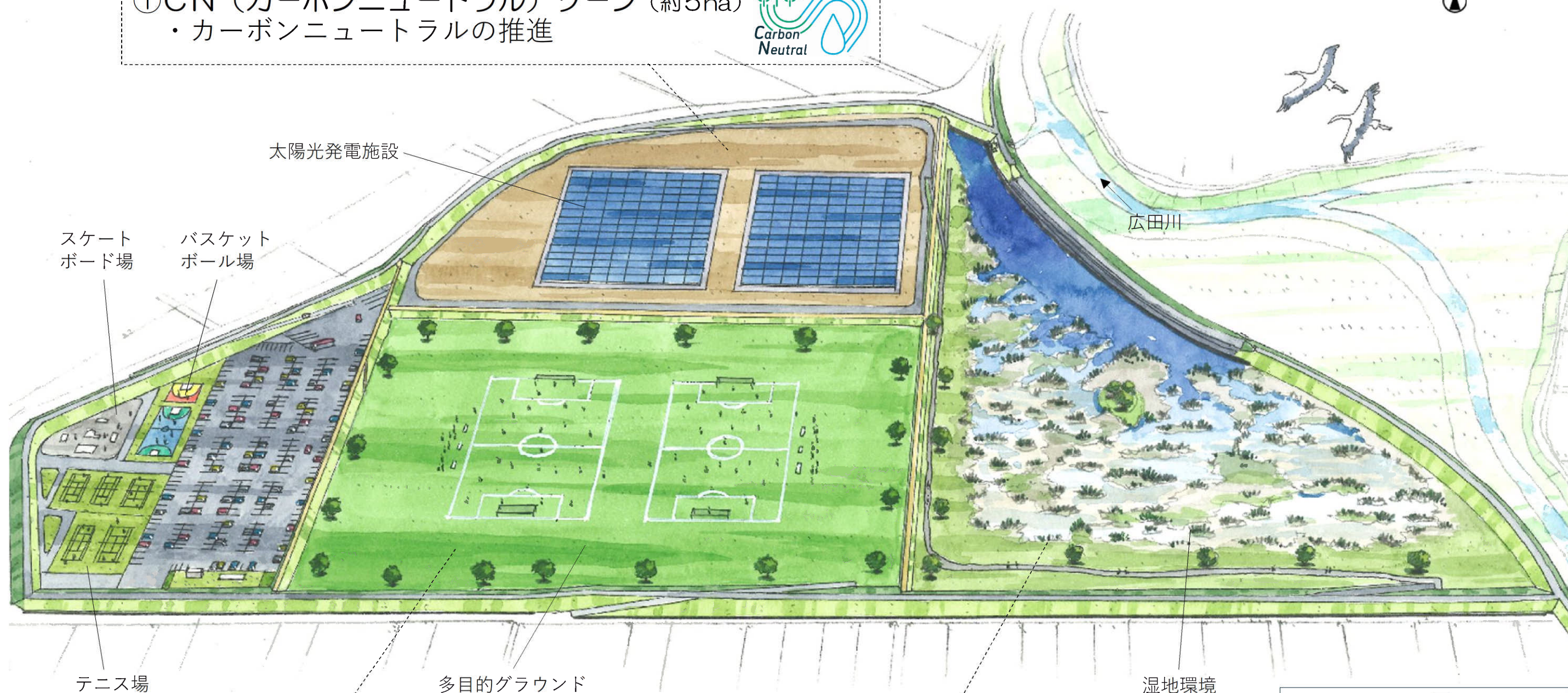
治水上重要な河川施設である菱池遊水地は、約19ha（堤防除く）と広大な面積を有することから、平常時の上部空間の活用は、地域にとっても大きなインパクトがある。

このため、地域のニーズを踏まえ、3つのゾーンに区分して、この空間の効果的な活用を図っていく。

イメージパース

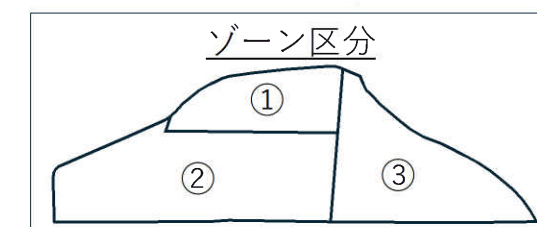


- ①CN（カーボンニュートラル）ゾーン（約5ha）
・カーボンニュートラルの推進



- ②公園ゾーン（約8ha）
・地域のにぎわいづくり

- ③自然環境ゾーン（約6ha）
・河川環境、自然環境の保全・創出



第7次幸田町総合計画の策定について

1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、まちづくり全般を総合的に網羅する各種計画の最上位計画として、社会経済情勢の変化・課題を見据え、人口減少社会へ対応し、地域活力を維持するために取り組むべきまちづくりの方向性を示します。

2 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

長期的展望に立ち、「まちづくりの基本理念」並びにめざす「将来像」を定め、実現するための方向性を明らかにします。

計画期間は令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）とします。

(2) 基本計画

基本構想で示したまちづくりの基本理念と将来像を実現するため、各分野の基本方針及び施策の方向性を体系的に示します。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策を実現するため、具体的な事業を示します。計画期間は3年間で、毎年度見直しを行います。

3 第7次総合計画基本構想（案）

(1) まちづくりの理念

『人と自然と産業の調和』

豊かな自然・農業を守り続け、そして、生活しやすい・働きやすい都市機能の充実といったバランスがよいまちづくりを求められる意見を多くいただいたことから、「幸田町総合計画」から「第6次幸田町総合計画」まで、これまで全ての総合計画で継続して掲げてきた理念を引き継ぎ、第7次でも同理念とします。

(2) まちづくりの将来像

『もっと輝く幸田を、みんなで♪「未来につなぐ緑住文化都市」』

合併70周年を迎え、これまで積み重ねてきた成果と培ってきた人々の想いを受け止め、未来に向けて挑戦、成長することを念頭に、多様な住民一人ひとりが幸せを感じるまちづくりを目指します。

住民の皆様や事業者、団体など、町全体で豊かな自然とまちの活力を次世代につなげる思いを込め、合併70周年のキャッチフレーズとして馴染みのある「もっと輝く幸田を、みんなで♪」と第4次総合計画から引き継がれる、身近な自然と質の高い住環境、暮らしを彩る多彩な文化と自ら考え行動する気風を表す「緑住文化都市」を合わせ、まちづくりの将来像とします。

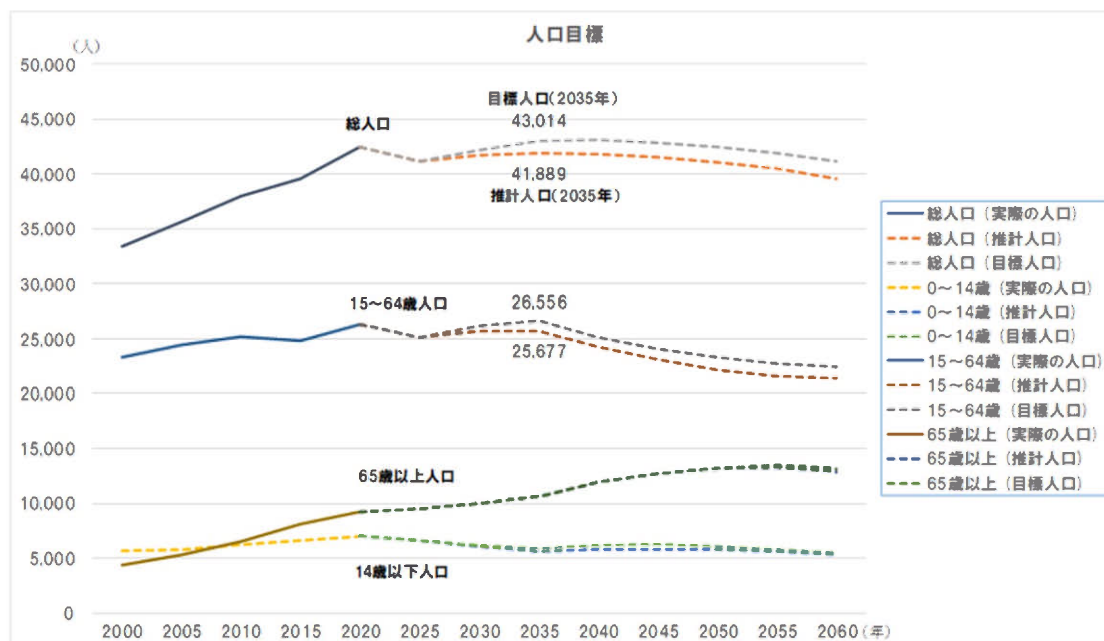
(3) 人口目標

43,000人（2035年）

この目標は、地域活力を維持するために「生産年齢人口」と「年少人口」の割合の

減少を抑制する目標でもあり、以下の条件が達成できるよう努めます。

- ① 合計特殊出生率が国の目標とする希望出生率 1.8%へ段階的に上昇する。
(2025 年 1.67%→2030 年 1.73%→2035 年 1.80%)
- ② 20 歳～39 歳の人口移動率が、2025～2030 年および 2030～2035 年の間で推計よりも 5%程度改善する（人口増加数が 2025～2030 年で約 420 人、2030～2035 年で約 450 人、推計値より多くなる）。



出所：内閣府「将来人口推計のためのワークシート（令和 6 年 6 月版）」

本計画で目標人口を達成した場合も、高齢化は着実に進むとともに、2040 年以降人口は減少し始めると推計されています。そのため、人口減少、少子高齢化社会へ向けた取組を本計画期間で始める必要があります。

また、地域活力を向上するために、引き続き、企業誘致による雇用の創出や住宅地開発などを推進し、さらに、関係人口・交流人口の増加を図る必要があるため、それらを受け入れる都市構造として整備していきます。